

換地処分に伴う住所変更の手引き

法 人 用

平成29年11月18日施行



八千代市

はじめに

八千代市の市街地整備の事業である西八千代北部特定土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、平成29年11月18日(土)以降、この区域の住所が変更されます。

このため、事務所等の移転等に伴う法人の住所等に変更が生じた場合と同様に、登記事項の変更、各種住所変更等の手続が必要となる場合があります。

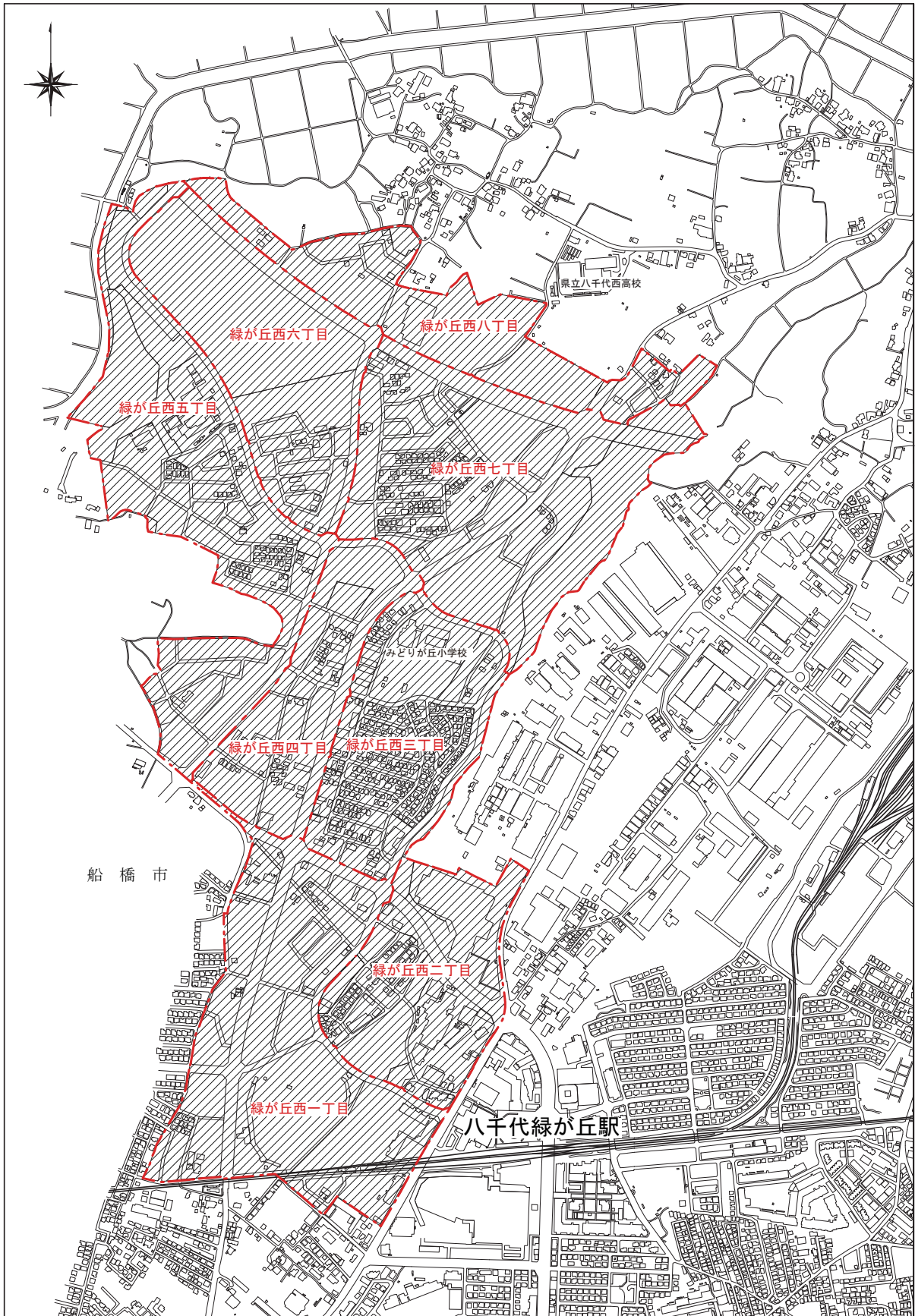
(登録免許税については、市役所で発行する変更の証明書を添付すれば非課税となります。)

住所変更等は、換地処分による住所変更の実施日以降、必要に応じ速やかに手続をしていただくよう皆様の御協力をお願いいたします。

目 次

1. 住所変更区域図	1 頁
2. 同封されている書類	2 頁
3. 変更登記手続を必要とするとき	2 頁
4. 会社・法人に関する登記の申請期間	2 頁
5. 変更登記の申請先	3 頁
6. 記載例	4 頁
(1) 本店が実施区域内にある場合	
(2) 本店、支店及び代表者の住所が実施区域内にある場合	
(3) 本店が実施区域内にあり、支店が東京都等（千葉地方法務局管轄区域外）にある場合で、支店所在地にて登記する場合（本店所在地で行う登記は（1）の例による）	
(4) 本店が実施区域内にあり、支店が東京都等にある場合で、本店及び支店で行う登記を本店で一括でする場合	
(5) 本店が東京都等にあり、支店が実施区域内にある場合で、本店及び支店で行う登記を本店で一括でする場合	
(6) 代理人による変更登記	
7. 不動産登記（会社等が土地や建物を所有している場合）	10 頁
8. 自動車、オートバイ等の所有者・使用者の住所変更について	13 頁
9. 住所・所在変更のお知らせ用はがきについて	13 頁
10. おわりに	14 頁

1. 住所変更区域図



2. 同封されている書類

- (1) 換地処分に伴う住所変更の手引き（本冊子）
- (2) 変更通知書
- (3) 住所・所在変更のお知らせ用はがき
- (4) 証明書
- (5) 八千代市住所変更新旧対照案内図
- (6) 登記申請書

3. 変更登記手続を必要とするとき

- (1) 会社の本店若しくは支店の所在地又は会社以外の法人の主たる事務所若しくは従たる事務所の所在地の表示が変更になったとき
- (2) 会社又は法人の登記されている役員等の住所の表示が変更になったとき
- (3) 会社の本店又は法人の主たる事務所の所在地の表示が変更になり、その会社等が土地、建物等の不動産につき所有権等の権利を有しているとき

4. 会社・法人に関する登記の申請期間

- (1) 本店又は主たる事務所の所在地に関する変更登記は、変更があった日から **2週間以内**
- (2) 支店又は従たる事務所の所在地に関する変更登記は、変更があった日から **3週間以内**

※登記の申請期間を経過しても登記申請は受理されますが、早めの申請をお願いします。

登記申請は、郵送で行うことも可能です。

変更登記をしないと登記記録上の本店、主たる事務所の表示が旧表示のままであるため、新しい表示での会社等の履歴事項証明書、印鑑証明書等を受けることができません。

5. 変更登記の申請先

(1) 会社・法人の登記に関する申請先

- ① 千葉県内に本店（又は主たる事務所）を置く会社等の申請先

〒260-8518

千葉市中央区中央港一丁目11番3号

千葉地方法務局法人登記部門

TEL 043-302-1315

- ② 千葉県外に本店（又は主たる事務所）を置く会社等の申請先

管轄する法務局にお問い合わせください。

参考：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

(2) 不動産の登記名義人の住所変更に関する申請先

- ① 八千代市・船橋市に不動産を所有している場合

〒273-8558

船橋市海神町二丁目284番地1

千葉地方法務局船橋支局

TEL 047-431-3681

- ② 八千代市・船橋市以外に不動産を所有している場合

管轄する法務局にお問い合わせください。

参考：法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp>

6. 記載例

(1) 本店が実施区域内にある場合

会社変更登記申請書		
1. 会社法人等番号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇〇〇	分かる場合に 記載してください
1. 商号	株式会社 八千代商店	
1. 本店	千葉県八千代市大和田新田〇〇〇番地〇	旧表示 登記簿の記載どおり
1. 登記の事由	土地の町名地番変更による本店変更	
1. 登記すべき事項	平成29年11月18日区画整理による町名地番変更 本店 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇	新表示 証明書の 記載どおりに
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第5号の規定により非課税	
1. 添付書類	証明書 1通	
上記のとおり登記の申請をします。		
平成 年 月 日	法務局へ提出する日	
申請人		
本店	千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇	新表示
商号	株式会社八千代商店	
代表取締役 住所	千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇	
氏名	八千代太郎	印
連絡先の電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	法務局へ提出して ある印鑑を使用
千葉地方法務局 御中	提出先	

(2) 本店、支店及び代表者の住所が実施区域内にある場合

会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 ○○○○ - ○○ - ○○○○○○ ← 分かる場合に記載してください

1. 商号 株式会社 八千代商店

1. 本店 千葉県八千代市大和田新田○○○番地○ ← 旧表示

1. 支店 千葉県八千代市大和田新田○○○番地○

1. 登記の事由 土地の町名地番変更による本店及び支店変更
代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項

本店 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○ ← 新表示
平成29年11月18日区画整理による町名地番変更

支店番号 ○

支店 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○ ← 新表示
平成29年11月18日区画整理による町名地番変更

平成29年11月18日 代表取締役 八千代太郎の住所変更

千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○ ← 新表示

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税

1. 添付書類 証明書 3通 ← 本店、支店及び代表者についての証明書をそれぞれ添付する

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 ← 法務局へ提出する日

申請人

本店 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○ ← 新表示
商号 株式会社八千代商店
代表取締役 住所 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○

氏名 八千代太郎 (印) ← 法務局へ提出してある印鑑を使用

連絡先の電話番号 ○○○ - ○○○ - ○○○○

千葉地方法務局 御中 ← 提出先

- (3) 本店が実施区域内にあり、支店が東京都等(千葉地方法務局管轄区域外)にある場合で、支店所在地にて登記する場合(本店所在地で行う登記は(1)の例による)

会社変更登記申請書

1. 商号 株式会社 八千代商店

1. 本店 千葉県八千代市大和田新田〇〇〇番地〇 ← 旧表示

1. 支店 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号

1. 登記の事由 土地の町名地番変更による本店変更

1. 登記すべき事項 平成29年11月18日区画整理による町名地番変更
本店 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇 ← 新表示

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税

1. 添付書類 登記事項証明書(※) 1通 ← 本店所在地で登記した後、その記載のある登記事項証明書の交付を受けてこれを添付する
証明書 1通 ← 本店についての市役所から出る証明書を添付する

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 ← 法務局へ提出する日

申請人

本店 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番〇 ← 新表示

商号 株式会社八千代商店

代表取締役 住所 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇

氏名 八千代太郎 ⑩

連絡先の電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

↑ 法務局へ提出してある印鑑を使用

東京法務局〇〇出張所 御中 ← 提出先

(※)会社法人等番号を記載した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができます。

(記載例)

登記事項証明書 添付省略

会社法人等番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇〇〇

- (4) 本店が実施区域内にあり、支店が東京都等にある場合で、本店及び支店で行う登記を本店で一括する場合

会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 ○○○○ - ○○ - ○○○○○○

分かる場合に
記載してください

1. 商号 株式会社 八千代商店

1. 本店 千葉県八千代市大和田新田○○○番○

旧表示

1. 支店 管轄法務局 東京法務局○○出張所

支店の所在地 東京都○○区○○一丁目○番○号

1. 登記の事由 土地の町名地番変更による本店変更

1. 登記すべき事項 平成29年11月18日区画整理による町名地番変更

本店 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○

新表示

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税

1. 登記手数料 金300円

収入印紙で納付してください

支店所在登記所数 1庁

支店所在地の登記所1庁につき300円の
登記手数料が必要です

1. 添付書類 証明書 1通

本店所在地変更についての証明書を添付する
市役所から出る証明書のこと

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

法務局へ提出する日

申請人

本店 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○

新表示

商号 株式会社八千代商店

代表取締役 住所 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○

氏名 八千代太郎

印

法務局へ
提出して
ある印鑑
を使用

連絡先の電話番号 ○○○ - ○○○ - ○○○○

千葉地方法務局 御中

提出先

(5) 本店が東京都等にあり、支店が実施区域内にある場合で、本店及び支店で行う登記を本店で一括する場合

会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 ○○○○ - ○○ - ○○○○○○ ← 分かる場合に記載してください
1. 商号 株式会社 東京商店
1. 本店 東京都○○区○○一丁目○番○号
1. 支店 管轄法務局 千葉地方法務局
支店の所在地 千葉県八千代市大和田新田○○○番地○ ← 旧表示
1. 登記の事由 土地の町名地番変更による支店変更
1. 登記すべき事項 平成29年11月18日区画整理による町名地番変更
支店 千葉県八千代市緑が丘西○丁目○○番地○ ← 新表示
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号の規定により非課税
1. 登記手数料 300円 ← 収入印紙で納付してください
支店所在登記所数 1庁 ← 支店所在地の登記所1庁につき300円の登記手数料が必要です
1. 添付書類 証明書 1通 ← 支店所在地変更についての証明書を添付する市役所から出る証明書のこと

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日 ← 法務局へ提出する日

申請人

本店 東京都○○区○○一丁目○番○号

商号 株式会社東京商店

代表取締役 住所 東京都○○区○○一丁目○番○号

氏名 東京太郎

印

連絡先の電話番号 ○○○ - ○○○ - ○○○○

↑
法務局へ提出してある印鑑を使用

東京法務局○○出張所 御中 ← 提出先

(6) 代理人による変更登記

代理人によって申請する場合は、登記申請書の申請人欄に、代理人の住所・氏名も記入して押印してください。この場合、委任状を添付してください。

委 任 状

私は、東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 八千代花子

(連絡先)

代理人住所、氏名、連絡先

に下記のことを委任します。

記

登記の事由
(代表取締役の住所変更、支店変更も
必要があれば記載すること)

平成29年11月18日町名地番変更実施に伴う本店の変更登記を管轄法務局へ代理して申請すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇番地〇

株式会社 八千代商店

代表取締役 八千代太郎 ⑩

法務局へ提出して
ある印鑑を使用

7. 不動産登記（会社等が土地や建物を所有している場合）

(1) 【 記載例 】

登 記 申 請 書 (注1) (注2)

登記の目的	所有権登記名義人住所変更
原 因	平成29年11月18日 町名地番変更実施 (注3)
変更後の事項	住所 千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇 (注4)
申 請 人	千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇〇番地〇 (注5) 株式会社 八千代商店 代表取締役 八千代 太郎 ⑩ 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
添 付 書 類	登記原因証明情報 (注6) 代理権限証書 (注7) 平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇〇〇法務局 (注8)
代 理 人	東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 (注9) 八千代 花子 ⑩ 連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
登録免許税	登録免許税法第5条第5号により非課税
不動産の表示 (注10)	
所 在	〇〇県〇〇市〇〇〇
地 番	〇〇〇〇番〇
地 目	宅 地
地 積	123.40平方メートル
所 在	〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇番地〇
家屋番号	〇〇〇〇番〇
種 類	居 宅
構 造	木造瓦ぶき2階建
床面積	1階 100.55平方メートル 2階 77.21平方メートル

※ 継続用紙を付けるときは必ず契印（申請者又は代理人の印鑑）をする。

(2) 不動産登記についての注意事項

- (注1) この申請は必ず、会社等の所在地の変更登記を先に済ませてから手続を行ってください。
- (注2) 黒のボールペンを使って記載すること。
なお、訂正、加入又は削除したときは、その字数を欄外に記載し、押印すること。
- (注3) 町名地番変更実施日を記載すること。
- (注4) 変更後の事項は町名地番変更実施による新表示を記載すること。
- (注5) 申請人である所有権の登記名義人の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載して押印すること。ただし、代理申請の場合押印しない。
- (注6) 住所の変更を証する**証明書**のこと。
- (注7) 委任状のこと。(代理申請する場合は記載例参照のうえ作成すること。)
- (注8) 申請書を提出する日と提出先の法務局(支局、出張所)の名称を記載すること。
- (注9) 代理申請する場合のみ記載すること。
- (注10) 不動産登記簿の記載と必ず一致すること。不動産の所在の市、町、字及び地番並びに地目、種類等を記載する。他に土地、建物が数個以上ある場合は**継続用紙**にすること。

		本店所在地と不動産所在地の法務局の管轄が同一の場合	本店所在地と不動産所在地の法務局の管轄が相違する場合
添付書類	証明書	証明書(会社等の変更登記をしていない場合は必要)	本店の所在地の変更登記をしたことを証する履歴登記事項証明書を添付する。
	代理権限証書	必要なし	代理人によって申請する場合には、委任状と代表取締役の資格を証する*書面(作成後3か月以内のもの)を添付する。 *上記証明書で兼ねることができる

(3) その他

登記が完了しますと「登記完了証」が交付されます。

※なお、変更区域内の土地の登記の申請は、土地区画整理事業に伴う登記閉鎖のため、町名地番変更実施後約4か月程度手続できませんので注意してください。また、不動産の登記手続の御相談は、下記にお問い合わせください。

千葉地方法務局 船橋支局

船橋市海神町二丁目284番地1 TEL 047-431-3681

【 記載例 】

委 任 状

私は、東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号 八千代花子

(連絡先)



代理人住所、氏名、連絡先

に下記のことを委任します。

記

後記不動産について平成29年11月18日町名地番変更実施に伴う
所有権登記名義人住所変更の登記を管轄法務局へ代理して申請
すること及び補正のための取下げに関する一切の権限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇番地〇
株 式 会 社 八千代商店
代表取締役 八千代太郎 ⑩

不動産の表示

- 一、千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇番〇の土地
- 一、千葉県八千代市緑が丘西〇丁目〇番地〇
家屋番号〇〇〇〇番〇の建物

8. 自動車、オートバイ等の所有者・使用者の住所変更について

実施日以降すみやかに行ってください。

所有者と使用者が異なる場合は、所有者（販売会社等）の委任状が必要です。

（検査証記入申請書は有料です。）

□ 軽自動車については、

軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所

TEL 050-3816-3115

必要な書類等：自動車検査証、証明書、所有者・使用者の印鑑

□ 普通自動車等及び軽二輪車（126cc以上）については、

関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所

TEL 050-5540-2024

必要な書類等：自動車検査証、届出済証（軽二輪車）、証明書、

所有者・使用者の印鑑、登記簿抄本等

※変更手続に関しては、あらかじめ上記関係各機関に詳細を御確認の上、手続願います。

9. 住所・所在変更のお知らせ用はがきについて

会社が取引先などに住所が変わったことをお知らせするために郵便局から提供された無料はがきです。（原則100枚）

10. おわりに

法人等の変更登記は、法律上皆様に手続をしていただくこととなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、法人の住所等の変更に必要な住所変更の証明書が必要な場合は、八千代市役所都市計画課にて発行いたしますので、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

新しい住所について御不明の点がございましたら

八千代市役所 都市計画課 計画班までお問い合わせください。

TEL 047-483-1151 (大代表) 内線3512